

日本ソーシャル・イノベーション学会 定款

第1章 総則

第1条 (名称)

この学会は、日本ソーシャル・イノベーション学会（以下「本会」という。）という。英語の名称は、Japan Society for Social Innovation とする。

第2条 (所在地)

本会を次の所在地に置く。

京都市上京区烏丸通上立売上ル相国寺門前町 6 4 7 - 2 0 同志社大学志高館 253

第2章 目的及び事業

第3条 (目的)

本会は、広くソーシャル・イノベーションに関わる学問分野およびその実践にかかわる市民をはじめ行政や広範な産業界の人びとを含む多様な当事者との協働により、諸学問を統合した学際的研究およびセクターを越えた実践を目指すソーシャル・イノベーションの発展に資することを通じて、身近な地域社会から国際社会までそこに生きる人びとのウェルビーイングを革新的に実現することを目的とする。

第4条 (事業)

本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) ソーシャル・イノベーションにかかわる調査研究およびその普及、啓発、提言、ならびにそれらに関する年次研究大会、研究会などの開催。
- (2) ソーシャル・イノベーションに関する国際連携、国際交流事業を含む地域社会、行政及び産業界、各種団体、関係する内外の学会や研究機関・教育機関との連携や共同企画に関する事業。
- (3) ソーシャル・イノベーションの研究や実践の奨励支援並びに研究業績及び実務の成果に関する功労の表彰。
- (4) ソーシャル・イノベーションに関わる普及啓発及び学会誌『ソーシャル・イノベーション研究』など出版物の刊行。
- (5) ソーシャル・イノベーションに関する人材養成や専門教育
- (6) その他目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、本邦及び海外において行うものとする。

第3章 会員

第5条 (本会の構成員)

本会の会員は本会の目的に賛同して入会した個人または団体とし、正会員、学生会員、団体

会員を会員の種別とする。

2 正会員および学生会員は、ソーシャル・イノベーションに関連する研究や実践に関わる事業や活動を行っている個人、またはこれらに関心を持つ個人とする。

3 団体会員は、本会の目的に賛同し活動を支援する団体とする。

4 正会員、学生会員、ならびに団体会員は、本会の事業に参加し、学会誌などの配布を受けることができる。

5 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、「法人法」という。）上の社員とする。

第6条（入会）

会員として入会しようとする個人または団体は、細則で定める所により、入会手続きを行い、理事会の承認を得なければならない。

第7条（会費等）

本会の事業活動に生じる費用に充てるため、会員は、細則で定めるところにより、会費を納入しなければならない。

第8条（退会）

会員は、退会届を提出することにより退会できる。ただし未納の会費がある場合はこれを納入のうえ、本会に通知しなければならない。

第9条（除名）

会員が本会の名誉を傷つけ、または本会の目的に違反する行為があったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

第10条（資格の喪失）

前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 第7条の支払い義務を2年以上履行せず、理事会の決議によって退会したものとされたとき。ただし本項の規程により退会となった者で、滞納会費に相当する金額を納めるときは、第6条の手続きを経て再び入会できる。(2) 破産手続き開始の決定を受けたとき。

(3) 成年被後見人または被保佐人になったとき。

(4) 当該個人会員が死亡し、または当該団体会員が解散したとき。

(5) 総正会員が同意したとき。

第4章 総会

第11条（構成）

総会は、すべての正会員をもって構成する。

2 総会は、定時総会及び臨時総会の2種とする。

3 前2項の総会をもって法人法上の社員総会とする。

第12条（開催）

定時総会は、毎事業年度終了後の細則で定める時期に開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 第 20 条の規定による代表理事が必要と認めたとき。

(2) 第 13 条第 2 項の請求があったとき。この場合、請求のあった日から 6 週間以内に開催しなければならない。

第 13 条（招集）

総会は、法令に別段の定めがある場合を除き理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

2 総正会員の議決権の 10 分の 1 以上の議決権を有する正会員は、代表理事に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

第 14 条（議長）

総会の議長は、代表理事がこれに当たる。

第 15 条（議決権）

総会における議決権は、正会員 1 名につき 1 個とする。

第 16 条（決議）

総会の決議は、総正会員の過半数が出席し、出席した正会員の過半数をもって行う。ただし、出席できない正会員が、第 17 条の手続きに従って委任状を提出した場合は、当該正会員を出席者とみなす。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

(1) 会員の除名

(2) 監事の解任

(3) 定款の変更

(4) 解散

(5) その他法令で定められた事項

3 理事または監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。

第 17 条（議決権の代理行使）

正会員は、他の正会員を代理人として総会の議決権を行使することができる。この場合においては、当該正会員は、あらかじめ、代理権を証明する書面として委任状を本会に提出しなければならない。

2 前項の代理権の授与は、総会ごとにしなければならない。

第 18 条（権限）

総会は、次の事項について決議する。

(1) 会員の除名

(2) 理事及び監事を選任または解任

(3) 理事及び監事の報酬等の額

- (4) 第 39 条に規定する決算について作成する書類の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 長期借入の承認
- (7) 基本財産の処分または担保の設定
- (8) 解散及び残余財産の処分
- (9) その他総会で決議するものとして法令またはこの定款で定められた事項

第 19 条（議事録）

総会の議事録は、法令で定めるところにより、議長が作成し、議長及び議長が指名する出席者 2 名以上が記名押印する。

第 5 章 役 員

第 20 条（役員）

本会には、次の役員を置く。

- (1) 理事 6 名以上 24 名以内
- (2) 監事 2 名以上 3 名以内

2 理事のうち 1 名以上 3 名以内を代表理事とする。

3 代表理事以外の理事のうち 2 名以上 3 名以内を副代表理事とすることができる。

4 理事のうち専務理事および常務理事をそれぞれ若干名おくことができる。

5 代表理事、副代表理事、専務理事および常務理事をもって業務執行理事とする。

6 業務執行理事は本会の恒常的な業務を分担執行する。

第 21 条（役員を選任）

理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

2 代表理事及び副代表理事は理事会の決議によって理事の中から選任する。

3 本会の理事のうちには、理事のいずれか 1 人及びその親族その他特殊の関係にある者の合計数が、理事総数（現在数）の 3 分の 1 を超えて含まれることになってはならない。

4 本会の監事には、本会の理事（親族その他特殊の関係があるものを含む。）及び本会の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があってはならない。

5 本会の理事のうちには、他の同一の団体（公益法人またはこれに準ずるものとして法令で定めるものを除く。）の理事または使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にあるものとして法令で定める者である理事の合計数が、理事総数（現在数）の 3 分の 1 を超えて含まれることになってはならない。監事についても、同様とする。

第 22 条（理事の職務及び権限）

理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、次の各号のとおり、それぞれの職務を執行する。

- (1) 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、本会を代表し、本会の業務を

総理する。

(2) 副代表理事は、代表理事を補佐し、理事会において別に定めるところにより、本会の業務を分担執行する。

(3) 前各号以外の理事は、理事会において別に定めるところにより、本会の業務を分担執行する。

2 理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

第23条（監事の職務及び権限）

監事は、次の各号に掲げる職務を行う。

(1) 理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成すること

(2) 本会の業務並びに財産の状況を監査すること

(3) 理事会に出席し、必要があると認めるときは意見を述べること

(4) 理事が不正の行為をし、若しくはその行為をする恐れがあると認めるとき、または法令若しくは定款に違反する事実があると認めるときは、これを理事会に報告すること

(5) 前号の報告をするため必要があるときは、代表理事に理事会の招集を請求すること
また、その請求の日から5日以内に、2週間以内の日を理事会とする招集通知が発せられない場合は、直接理事会を招集すること

(6) 理事が総会に提出しようとする議案、書類等を調査し、法令若しくは定款に違反し、または著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を総会に報告すること

(7) 理事が本会の目的の範囲外の行為をし、またはその行為をする恐れがある場合において、その行為によって本会に著しい損害が生ずる恐れがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求すること

(8) その他の法令上の権限を行使すること

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

第24条（役員任期）

理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結のときまでとする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、任期の満了前に退任した理事または監事の補欠として選任された理事または監事の任期は、前任者の任期の満了するときまでとする。

3 理事または監事は、第20条に定める定数に足りなくなるときには、任期の満了または辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまでは、なお、理事または監事としての権利義務を有する。

第25条（役員解任）

理事及び監事は、総会の議決により解任することができる。

第26条（報酬等）

理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事、或いは経理の技術を有する監事に対しては、総会において定める総額の範囲内において、各理事の報酬は理事会において別に定める報酬等の支給基準に従って算定した額を、また、各監事の報酬は監事の協議で別に定める報酬等の支給基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。

2 前項の規定にかかわらず、理事及び監事には費用を弁償することができる。

3 第1項ただし書きに規定する報酬等の支給基準は、法令に定めるところにより、理事及び監事の勤務形態に応じた報酬等の区分、金額の算定方法、支給の方法及び形態が明らかになるように定め、これを公表するものとする。

第27条（役員 of 損害賠償責任の一部免除）

本会は、理事会の決議によって、役員 of 法人法第111条第1項 of 賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

第28条（外部監事との損害賠償責任を限定する契約）

本会は、法人法第115条第1項 of 規定により、外部監事との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度は、法人法第113条 of 定める最低責任限度額とする。

第29条（保有する株式 of 株主等としての権利 of 行使）

本会が保有する株式または出資について、その株式または出資 of 発行会社に対して株主等としての権利を行使する場合には、次の事項を除き、あらかじめ理事会において理事総数（現在数） of 3分の2以上 of 承認を要する。

- (1) 配当 of 受領
- (2) 無償新株式
- (3) 株主配当増資への応募
- (4) 株主宛配布書類 of 受領

第6章 理事会

第30条（構成）

本会に理事会を置く。

2 理事会は、全ての理事をもって構成する。

第31条（招集）

理事会は、代表理事が招集し、議長は代表理事がこれに当たる。

2 代表理事が欠けたときまたは代表理事に事故あるときは、副代表理事が理事会を招集し、議長は副代表理事がこれに当たる。

3 代表理事、副代表理事がすべて欠けたときまたは代表理事、副代表理事すべてに事故あるときは、理事が理事会を招集し、議長は招集した理事がこれに当たる。

第32条（理事会 of 定足数等）

理事会は、理事の 3 分の 2 以上の出席がなければ会議を開くことができない。ただし、やむを得ず欠席する理事は事前に他の理事を指名して、これに全権を委任することができる。

2 理事会の決議は、決議についての特別の利害関係を有する理事を除く出席理事の過半数をもって行う。

3 前項の規定にかかわらず、法人法第 96 条の要件を満たしたときには、理事会の決議があったものとみなす。

第 33 条（職務及び権限）

理事会は、次の職務を行う。

- (1) 総会の権限に属するものを除く、本会の業務執行の決定
- (2) 総会の目的である事項の決定
- (3) 理事の職務の執行の監督
- (4) 代表理事、副代表理事、専務理事、常務理事及び業務執行理事の選定及び解職

第 34 条（議事録）

理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第 7 章 資産及び会計

第 35 条（財産の種類）

本会の財産は、基本財産及びその他の財産の 2 種類とする。

2 本会の目的である事業を行うために不可欠なものとして理事会で定めたものを、基本財産とする。

3 基本財産のうち公益目的により寄附を受けた財産については、第 4 条の公益目的事業に使用するものとして、その取扱いについては、理事会の決議により別に定めるところによるものとする。

4 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。

第 36 条（基本財産の維持及び処分）

基本財産について本会は、適正な維持及び管理に努めるものとする。

2 やむを得ない理由により基本財産の一部を処分または担保に供する場合には、あらかじめ理事会において議決に加わることができる理事の 3 分の 2 以上の議決を得てから、総会の承認を得なければならない。

3 基本財産の維持及び処分について必要な事項は、理事会の決議により別に定めるところによるものとする。

第 37 条（事業年度）

本会の事業年度は、毎年 10 月 1 日に始まり、翌年 9 月 30 日に終わる。

2 前項の規定にかかわらず、設立日に属する年度については、設立の日からその年度末の 9 月 30 日までを事業年度とする。

第 38 条（事業計画及び収支予算）

本会の事業計画書、収支予算書並びに資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類につかざない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間、備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

第 39 条（事業報告及び決算）

本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、総会に提出し、第 1 号及び第 2 号の書類についてはその内容を報告し、第 3 号から第 6 号迄の書類については承認を得なければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の書類については、毎事業年度の経過後 3 箇月以内に公告しなければならない。

3 第 1 項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に 5 年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

4 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の名簿または会員名簿の記載事項のうち、個人の住所については、一般の閲覧に供しないことができる。

第 40 条（公益目的取得財産残額の算定）

代表理事は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する施行規則第 48 条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第 3 項第 4 号の書類に記載するものとする。

第 8 章 基金

第 41 条（基金の募集）

本会は、法人法第 131 条に基づく基金を引き受ける者の募集をすることができる。

2 拠出された基金は、基金の拠出者と合意した時期まで返還しない。

3 前項の規定にかかわらず本会は、次条に定める基金の返還の手続きにより、基金をその拠出者に返還することができるものとする。

第 42 条（基金の返還の手続き）

基金の返還の手続きについては、総会の決議に基づき、法人法第 141 条の規定する限度内で行うものとする。

2 前条第 3 項の基金の返還の手続きについては、理事会の決議により定めるものとする。

第 9 章 定款の変更及び解散

第 43 条（定款の変更）

この定款は、総会の決議によって変更することができる。

第 44 条（解散）

本会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

第 45 条（解散、消滅等に伴う贈与）

本会が解散または合併により消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日または当該合併の日から 1 箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）第 5 条第 17 号に掲げる法人または国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 46 条（残余財産の帰属）

本会が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、国若しくは地方公共団体または認定法第 5 条第 17 号に掲げる法人であって租税特別措置法第 40 条第 1 項に規定する公益法人等に該当する法人に贈与するものとする。

第 10 章 委員会、事務局その他

第 47 条（委員会の設置）

本会は、会務運営及び第 4 条の事業遂行のために、必要な委員会を設けることができる。

2 委員会に関する事項は、理事会の決議により別に定める。

3 前 2 項の規定にかかわらず、本会設立時には、企画委員会および編集委員会を設け、各委員会には委員長を置く。なお、委員は委員長が指名する。

第 48 条（事務局及び職員）

本会の会務を処理するため、事務局を設け、必要な職員を置くことができる。

2 職員は、代表理事が選任及び解任を行う。ただし、職員のうち重要な職員に当たる者は、理事会の決議を要する。

3 職員は、有給とする。

4 事務局に関する事項は、理事会の決議により別に定める。

第 49 条（備え付け帳簿及び書類）

主たる事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。

(1) 定款

- (2) 会員名簿（及び会員の異動に関する書類）
- (3) 理事及び監事の名簿
- (4) 認定、許可、認可等及び登記に関する書類
- (5) 定款に定める機関（理事会及び総会）の議事に関する書類
- (6) 財産目録
- (7) 理事及び監事の報酬等の額並びに理事及び監事の報酬等の支給基準を記載した書類
- (8) 事業計画書及び収支予算書
- (9) 事業報告書及び計算書類等
- (10) 監査報告書

第 11 章 公告の方法

第 50 条（公告の方法）

本会の公告は電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、本会の掲示場に掲示する方法による。

第 12 章 補 則

第 51 条（補則）

この定款の定めるもののほか、この定款の施行について必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

付 則

1. この定款は、設立発起人会の決議を得た日から施行する。
2. この定款の規定にかかわらず、本会設立時の役員は、次のとおりとする。

共同代表理事：今里 滋

共同代表理事：新川 達郎

理事：浅井 俊子

理事：久保 友美

理事：佐野 淳也

理事：関根 千佳

理事：宗田 勝也

理事：谷口 知弘

理事：中野 民夫

理事：西村 仁志

理事：服部 篤子

理事：本多 幸子

理事：山口 洋典

監事：稲田 増光

監事：喜多 綾子